

環廃対発第120406011号

平成24年4月6日

(各道府県) 知事 殿

環境事務次官

地域自主戦略交付金交付要綱  
(環境省 循環型社会形成推進に関する事業) について

標記交付金の交付については、別紙「地域自主戦略交付金交付要綱(環境省 循環型社会形成推進に関する事業)」により行うこととし、本日から適用するので、この旨貴管内指定都市に対し、貴職から通知し、周知を図るようお願いする。

## 地域自主戦略交付金交付要綱 (環境省 循環型社会形成推進に関する事業)

### 第1 通則

地域自主戦略交付金制度要綱に基づく地域自主戦略交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及びその他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

### 第2 定義

この交付金は、指定都市が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設(浄化槽)の整備事業を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進基本計画(以下「地域計画」という。)に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

なお、廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に基づく生活排水処理基本計画(以下「生排計画」という。)に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。

### 第3 交付金の交付対象等

#### 1 交付対象事業

地域計画又は生排計画に掲げられた、以下の事業(他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。)を交付対象とする。

- 一 浄化槽設置整備事業
- 二 浄化槽市町村整備推進事業
- 三 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業のうち、低炭素社会対応型浄化槽を整備する事業

#### 2 交付対象となる施設

1の事業により交付対象となる施設は、以下に掲げる要件に該当する施設(以下「対象施設」という。)をいう。

##### 一 浄化槽設置整備事業により整備される浄化槽

循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知)及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によって定められた浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)、浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて(平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)に適合する浄化槽(ただし、三に定める浄化槽を除く。)

##### 二 浄化槽市町村整備推進事業により整備される浄化槽

循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境

事務次官通知)及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によって定められた浄化槽市町村整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」という。)、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取扱いについて(平成18年4月21日付け環廃対発第060421005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)に適合する浄化槽(ただし、三に定める浄化槽を除く)。

三 浄化槽設置整備事業実施要綱及び浄化槽市町村整備推進事業実施要綱に定める低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業。

### 3 交付対象事業者(事業主体)

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する指定都市及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する指定都市をいう。

## 第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付を受けて、地域計画又は生排計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

## 第5 交付限度額

交付金の交付限度額は、次に掲げる式により算出された額とする。

ただし離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域については、式中の1/3を1/2と読み替えるものとする。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{浄化槽の交付限度額} = \Sigma ((\text{第3の2の一及び二に定める浄化槽の区分ごとに浄化槽の整備に係る交付対象事業費}) \times (\text{区分毎の基数})) \times 1/3 + (\text{第3の2の三に定める浄化槽の整備に係る交付対象事業費}) \times (\text{基数}) \times 1/2$$

## 第6 単年度交付額

### 1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$Z_i = S_i \times t_i - q_i$$

$Z_i$ : i施設の単年度交付額

$S_i$ : i施設の交付限度額

$t_i$ : i施設に交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

$q_i$ : i施設に前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率: i施設の交付対象事業費に対する執行业業費の割合

### 2 交付金の交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、交付金の交付の目的に反しない限りにおいて、次年度以降受けようとする交付金額を調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

## 第7 指導監督費

環境大臣は、道府県に対し、指導監督費(適化法第26条第2項の規定により道府県が行うこととなった事務に要する経費をいう。)を交付することができる。ただし、交付額は当該事務に要する経費の2分の1以内とする。

## 第8 交付申請

適化法第5条、適化法施行令第3条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付申請者は、毎年度、環境大臣が別に定める日までに、第3に定める区分にしたがって、環境大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

## 第9 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適化法第7条第1項の規定により承認を受けようとする場合には、環境大臣に対し、第3に定める区分にしたがって、別に定める交付決定変更申請書を提出するものとする。
- 2 適化法第7条第1項第1号及び第3号に規定する軽微な変更は、第6の2によるものとする。

## 第10 申請の取下げ

交付申請者は、適化法第9条第1項により申請を取り下げの場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、環境大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

## 第11 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告させ又は検査を行うことができるものとする。

## 第12 実績報告

適化法第14条、適化法施行令第8条の規定に基づく報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、道府県知事に対し、別に定める実績報告書その他参考となるべき資料を添えて提出して行うものとする。ただし、指導監督費については、「道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

## 第13 財産の処分

- 1 交付金の交付の対象となった事業により、取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- 3 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って当該施設の適正な維持管理をするとともに、効率的な運営を図らなければならない。

4 ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

#### 第14 交付金の経理

事業主体及び第7の指導監督費の交付を受ける道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間終了後5年間保存しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。